そ の 他 の 要 請 事 項

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

国民健康保険の財政調整機能の見直しについて

【厚生労働省】

■　要請事項

普通調整交付金（医療分）の算定方法について、調整対象需要額を「医療費実績」から、後期高齢者支援金等分や介護納付金分と同様に「全国一律の基準に基づくもの」に変更して、医療費適正化の推進になじむ方法に早急に見直すこと。

■　要請の背景

○　国保の保険給付費等は、公費（国・県支出金）と保険料で５０％ずつ賄うことが基本とされ、市町村間で生ずる被保険者の負担能力等の格差を普通調整交付金により是正することとしています。

○　しかし、現在の普通調整交付金（医療分）は、地域差のある「医療費の実績」（調整対象需要額）と被保険者の所得水準に基づく「理論上の収入」（調整対象収入額）の差により算定するため、医療費適正化に努めるほど不利になる仕組となっています。

○　このため、医療費の高い保険者には「普通調整交付金が交付されて保険料が安くなり」、本市を含め、医療費の安い保険者には「普通調整交付金が交付されず保険料が高くなる」という、「逆転現象」も生じています。

○　このような不合理な状況は、市町村間の格差是正を行う制度本来の趣旨から反しており、早急な見直しが必要です。

○　今後は交付金算定に用いる調整対象需要額を地域差のない「全国一律の基準に基づくもの」に早急に改めるべきです。

○　後に制度化された後期高齢者支援金等分や介護納付金分は、既に「全国一律の基準に基づくもの」となっています。

○　本市は現行の算定方法の影響もあり、普通調整交付金（医療分）が不交付であり、多額の一般会計繰入金によってこの不足分を補っています。

■　費用

○　平成２６年度国民健康保険事業特別会計予算　約１，３３０億円
（うち国庫支出金：約３０２億円　一般会計繰入金：約９４億円）

■　効果等

○　国民健康保険事業の財政運営の安定化

○　医療費適正化事業推進意欲の更なる向上及びそれに伴う医療費の削減

● 保険料の不合理な状況［平成 24 年度］

単位:円

	一人あたり医療費	一人あたり保険料（医療分）	一人あたり普通調整交付金（医療分）
川崎市	284,540	64,981	0
A市	313,011	55,255	19,682
B市	299,230	58,119	20,732
C市	370,914	48,983	24,426

※ A市、B 市、C市は1人あたり医療費が高く、普通調整交付金（医療分）を交付されているが、一人あたり保険料は、川崎市よりも安い。

● 財政調整交付金交付状況［平成 24 年度］

単位：百万円

対象	項目	川崎市理論額	川崎市交付額	不交付額	交付率
医療分	普通調整交付金（7%相当）	3,573	0	3,573	0.00%
	特別調整交付金（2%相当）	1,021	1,257	―	2.46%
後期高齢者支援金等分	調整交付金（9%相当）	1,465	486	979	2.99%
介護納付金分	調整交付金（9%相当）	637	159	478	2.44%

●国民健康保険事業特別会計に占める一般会計繰入金（決算）

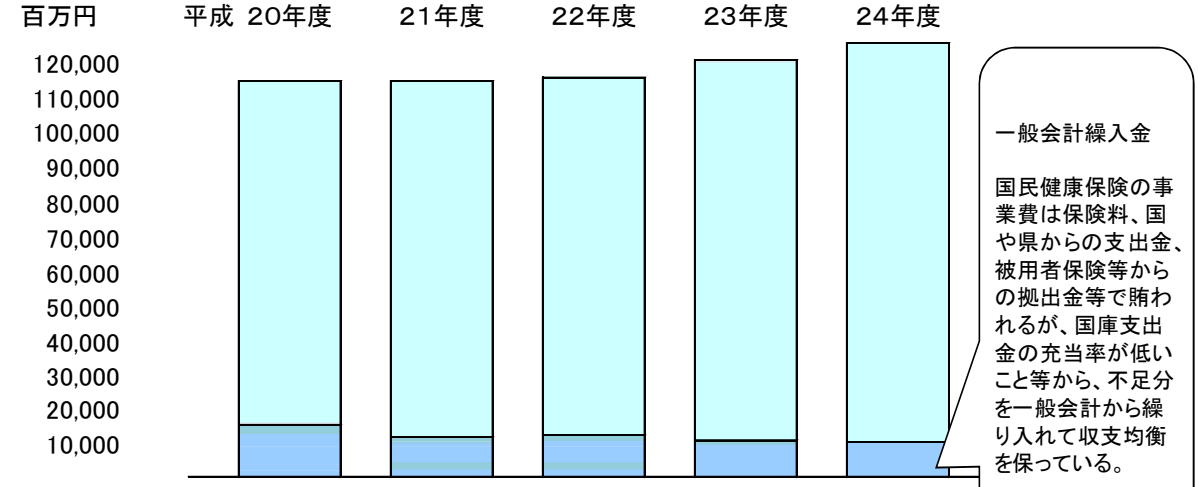

	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国保特会歳出	115,014	115,806	116,818	121,503	125,347
一般会計繰入金	15,350	13,000	13,400	12,650	11,786

※　一般会計からの繰入金は常時117億円から153億円の高水準となっている。

この要請文の担当課／健康福祉局地域福祉部保険年金課　TEL 044-200-2632

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について

【厚生労働省】

■　要請事項

民間施設も含めた高齢者福祉施設を対象として大規模修繕等に要する経費の国庫負担（補助）を行うこと。

■　要請の背景

○　本市では、「第５期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備の着実な推進に向けた取組を行っています。

○　一方、築２０年を超える特別養護老人ホームの老朽化に対応した大規模修繕が課題となっています。

○　特に、介護保険法施行以前は大規模修繕等に対する引当金の積立には一定の制約があり、また、施設規模を比較的小さく整備していたことから、介護保険による報酬のみでは施設の維持管理が困難な施設が多くなっています。

■　費用

○　平成２５年９月現在の修繕工事費所要額積算：６９４，０７３千円

■　効果等

○　計画的な改修・修繕に加え、予防保全に対して効果的に経費を投入することで、施設の長寿命化が図られ、改築需要の延伸等 LCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が期待できます。

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

社会福祉施設等施設整備費の国庫負担 ⇒ 高齢者福祉施設に対する修繕費補助は平成17年度に制度廃止

介護保険法施行前開所の特別養護老人ホーム

平成26年4月1日現在

施設名称	築年数	定数	指定管理
恒春園	35年	60人	
みかど荘	32年	70人	
太陽の園	29年	66人	
柿生アルナ園	27年	80人	
幸風苑	26年	60人	
和楽館	25年	60人	
長沢壮寿の里	25年	53人	指定管理
緑陽苑	24年	70人	
桜寿園	22年	74人	
虹の里	21年	108人	
多摩川の里	20年	84人	指定管理
すみよし	20年	84人	指定管理
こだなか	20年	50人	指定管理
金井原苑	19年	98人	
菅の里	18年	80人	
すえなが	17年	104人	
大師の里	16年	50人	
しおん	16年	25人	
ひらまの里	15年	84人	指定管理

課題　：　施設老朽化に伴う修繕費用の増大

＜参考＞

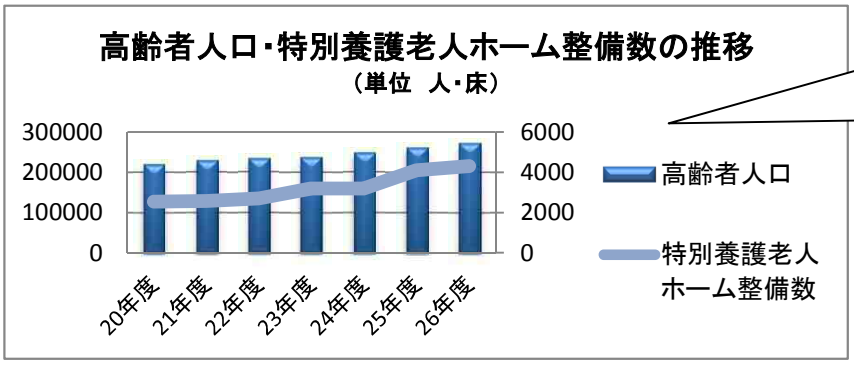

・高齢者人口の増加
・施設整備数の増加
⇒ 整備の必要性

「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、
引き続き高齢者福祉施設等の整備を行い、高齢者福祉の充実を図ります。

この要請文の担当課　／　健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課　TEL 044-200-2454

小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

■　要請事項

１　小児救急医療支援事業及び周産期母子医療センターの整備・運営に対する財政措置の拡充を図ること。

２　小児救急医療を提供する病院を経営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。

３　小児救急医療等を確保するため、小児医療の実態を調査し、次期の診療報酬改定に当たっては、実態に即したものとなるよう、その結果を反映させること。

■　要請の背景

○　急速に進む少子高齢化、核家族化等にみられる市民生活の変化に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変わり、特に小児科医の減少などに対応するため、小児救急医療体制の充実に向けた取組が求められています。

○　本市では小児の初期救急については、休日急患診療所に加え市内南中北３か所の小児急病センターで、また、重篤な患者については、周産期母子医療センターで、それぞれ対応しており、市で運営するほか、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。

○　さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に不採算性の高い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。

○　小児救急医療体制等にかかる診療報酬の水準は、平成２６年度の改定によっても十分とは言えません。小児医療を取り巻く様々な課題に効果的に対処できるよう、実態を調査し、その結果を次期の診療報酬改定に反映させることが求められています。

■　費用

（単位：千円）

平成２６年度予算	総事業費	財　　源
小児救急医療関係事業	386,557	国庫補助金　15,584　、県補助金　20,530 一般財源　350,443
市立病院の小児救急医療経費	97,419	医業収益　27,509　、一般会計繰入金 69,910

川崎市の小児救急等医療体制等の拡充

初期救急医療体制

７休日急患診療所（内科・小児科）
各区１か所

南部小児急病センター
（市立川崎病院内）
中部小児急病センター
（日本医科大学武蔵小杉病院内）
北部小児急病センター
（多摩休日夜間急患診療所内）

聖マリアンナ医科大学病院
夜間急患センター（内科・小児科）

二次救急医療体制

病院群輪番制病院（５病院・小児科）
南部保健医療圏

市立多摩病院（小児科）
北部保健医療圏

聖マリアンナ医科大学病院（内科・小児科）

三次救急医療体制・周産期母子医療センター

聖マリアンナ医科大学病院
救命救急センター
総合周産期母子医療センター

日本医科大学武蔵小杉病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

市立川崎病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

小児医療

小児救急等医療体制の維持

財政措置の拡充
・小児救急支援事業や周産期母子医療センターの運営
・病院等を経営する地方自治体

小児科医師の減少

川崎市の人口の推移

		2010年	2011年	2012年	2013年	2015年（推計）
川崎区	総人口	217,328	216,856	217,235	217,974	226,500
	うち15歳未満	25,380	25,341	25,505	25,748	26,900
幸区	総人口	154,212	155,071	155,976	157,333	158,300
	うち15歳未満	19,378	19,684	20,054	20,477	20,300
中原区	総人口	233,925	234,732	236,629	239,987	241,900
	うち15歳未満	29,780	29,922	30,265	30,772	32,000
高津区	総人口	217,360	219,215	221,364	222,721	223,500
	うち15歳未満	29,469	29,657	29,855	29,896	30,900
宮前区	総人口	218,867	220,448	222,362	222,756	223,300
	うち15歳未満	32,682	32,734	32,822	32,509	30,600
多摩区	総人口	213,894	213,490	213,375	213,728	218,200
	うち15歳未満	25,562	25,265	24,992	24,781	26,100
麻生区	総人口	169,926	170,961	172,223	173,697	180,800
	うち15歳未満	23,320	23,563	23,642	23,836	24,500
合計	総人口	*1,425,512*	*1,430,773*	*1,439,164*	*1,448,196*	*1,472,500*
	うち15歳未満	*185,571*	*186,166*	*187,135*	*188,019*	*191,300*

15歳未満の人口増加に対応するためにも、財政措置の拡大が必要

この要請文の担当課／健康福祉局医療政策推進室　TEL　044-200-2420

成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

■　要請事項

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

■　要請の背景

○　国は、平成２０年度に新たな事業として従来の公害健康被害予防事業に加えて、ぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型公害健康被害予防事業を創設しました。

○　本市では、すでに平成１９年１月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。

○　本市が実施している事業は、国が新たに創設した事業と目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点からも継続していくべき重要な支援策と考えており、予防事業として重積発作予防等のための治療支援による予防の観点から、国からの支援が必要と考えています。

■　費用

○　成人ぜん息患者医療費助成の推移　　※全額本市負担　　単位：千円

	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算
扶助費	56,121	97,746	104,619	121,988	140,172
助成経費	22,042	21,440	22,252	24,702	27,715
合計	78,163	119,186	126,871	146,690	167,887

■　効果

○　成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定して継続的に実施していくことが可能となります。

川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業概要

制度開始	平成19年1月
対象地域	市内全域
対 象 者	対象疾病(気管支ぜん息)にかかっている満20歳以上の者 (公健法・市条例等による認定者及び喫煙者を除く) 川崎市に引続き1年以上住所を有する者 医療保険各法により、医療に関する給付を受けられる者 (自己負担割合が1割以下の者を除く) 所得制限なし
審　　査	認定審査を実施
助成範囲	本人負担分の一部を助成
財源負担	市の全額負担(一般財源)

経費総額及び対象者数の推移

経費の推移

(単位：千円)

	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算
扶助費	56, 121	97, 746	104, 619	121, 988	140, 172
助成経費	22, 042	21, 440	22, 252	24, 702	27, 715
合計	78, 163	119, 186	126, 871	146, 690	167, 887

対象者数の推移

	H20 年度末	H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末	H24 年度末
対象者数	2, 360 人	4, 107 人	4, 755 人	5, 279 人	5, 344 人

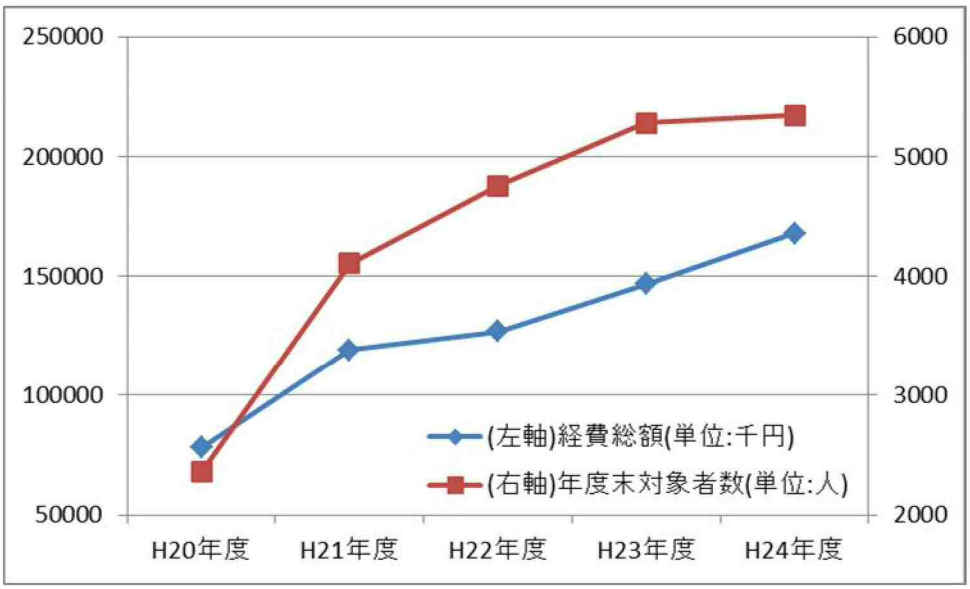

この要請文の担当課／健康福祉局健康安全部環境保健課　TEL 044-200-2435

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

■　要請事項

１　平成２４年５月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第２次提言）」に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。

２　定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

■　要請の背景

○　平成２４年５月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置づける」とされました。これを受け、平成２５年度から子宮頸がん等ワクチン接種事業が予防接種法改正により定期予防接種となり、さらに、平成２６年度中の水痘及び成人用肺炎球菌の２ワクチンの定期接種化に向けて準備が進められており、定期予防接種の種類が増加しています。

　また、任意予防接種の取扱いやあり方についても検討が続いており、さらなる定期予防接種の増加が見込まれます。

○　予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザのみ一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則として、全額自己負担となっています。

○　本来、予防接種は国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるようにするべきものです。定期予防接種に係る経費については、平成２５年度に地方交付税による財政措置の拡充がなされたところですが、交付税措置ということから、予防接種にかかる財源が明確にならず、地方自治体により負担の差が発生します。制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は交付税措置ではなく、全額国庫負担とする必要があります。

■　効果等

○　定期予防接種となることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防される。

○　国による費用負担の導入により、地方自治体の負担が軽減され、接種勧奨等に更に取り組めることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防される。

本市における予防接種事業の財政負担

・子宮頸がん予防
・ヒブ
・小児用肺炎球菌
3 ワクチン接種事業導入

・子宮頸がん予防
・ヒブ
・小児用肺炎球菌
3 ワクチン定期化

・水痘
・成人用肺炎球菌
2 ワクチン定期化

・B 型肝炎
・おたふくかぜ
2 ワクチン定期化

（子宮頸がん予防ワクチンについて、積極的接種勧奨差し控えのため、25 年度及び 26 年度経費を 24 年度実績額により見込んだ）

任意接種の B 型肝炎・おたふくかぜの 2 ワクチンが定期予防接種化された場合の本市負担額

39億円※→48億円

※水痘及び成人用肺炎球菌ワクチンについては平成 26 年度中に定期予防接種化され、平成 25 年度に対して負担増

定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。

この要請文の担当課／健康福祉局健康安全部健康危機管理担当　TEL　044-200-2440

消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

■　要請事項

１　消防施設の整備について必要な財政措置を講ずること。
２　緊急消防援助隊の整備について必要な財政措置を講ずること。

■　要請の背景

○　本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、さらなる消防力の充実・強化を図っています。

○　このようなことから、防災拠点となる消防施設の老朽化対策や耐震対策など消防署所の早期改築・改修が求められており、また、消防指令システムについても、安定稼働と他の業務との連携強化を図り災害対応力を向上させるためにも、これらの改築・改修事業の計画的な推進が喫緊の課題とされています。

○　国では、大規模な地震災害や特殊災害などへの対応力を強化するため、緊急消防援助隊の増強整備を進めており、東日本大震災では、国からの要請に基づき、被災地に向けて本市からも緊急消防援助隊を派遣し、活動してきたところです。

○　東日本大震災のような大規模な災害等に即応するためには、消防車両、消防ヘリコプター、消防艇等の装備の充実強化を図るとともに、緊急消防援助隊の円滑な運営のための活動拠点施設を整備する必要があります。

■　費用

○　平成２７年度計画事業費

・　消防施設整備事業等　　約１３億円

・　緊急消防援助隊設備整備事業等　約２５億円

■　効果等

○　整備計画の前倒しによる、大規模災害への対応力の早期確立

消防施設整備事業等

区　分			平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業概要	宮前消防署菅生出張所		改　築 （設計等）	改　築 （本体工事等）	—
	多摩消防署宿河原出張所		—	改　築 （設計等）	改　築 （本体工事等）
	宮前消防署宮崎出張所		—	—	改　築 （設計等）
	臨港消防署千鳥町出張所桟橋		改　築 （本体工事等）	—	—
	訓練場	緊急消防援助隊 活動拠点施設	新　設 （本体工事等）	新　設 （本体工事等）	—
		訓練塔・補助訓練塔	改　築 （調査）	改　築 （設計等）	改　築 （本体工事等）
	消防団	多摩消防団 生田分団東生田班	改　築 （本体工事等）	—	—
		高津消防団 橘分団新作班	改　築 （設計等）	改　築 （本体工事等）	—
	耐震性貯水槽		新　設 （5基）	新　設 （5基）	新　設 （5基）
	消防情報通信の高度化		基本計画等 策定業務委託	—	新システム構築
	合計（概算）		約11億円	約13億円	約14億円

緊急消防援助隊設備整備事業等

区　分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業概要	消防自動車等	5台	9台	6台
	救急自動車	4台	4台	4台
	消防ヘリコプター等	—	ヘリ１機・機材1式	—
	ヘリテレ電送システム	1施設（地上）	2施設（地上・機上）	1施設（機上）
	消防艇の建造	—	基本設計	実施設計・建造
	合計（概算）	約5億円	約25億円	約4億円

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課　TEL　044－223－2512
消防局総務部施設装備課　TEL　044－223－2553
消防局警防部指令課　TEL　044－223－2639
消防局警防部航空隊　TEL　03－3522－0119

五反田川放水路整備事業に対する財政措置について

【国土交通省】

■　要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■　要請の背景

○　川崎市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として、時間雨量５０㎜に対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところであります。

○　近年都市化の進展に伴い、地球温暖化による局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、都市型水害が深刻となっております。特に洪水時、下流まで約２０分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇により、度重なる水害を繰り返してきました。

○　五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっており、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路を計画し、事業に着手いたしました。

■　費用

○　総事業費　約２１３億円（国費　約６３．１億円　県費　約６３．１億円）

○　平成２７年度計画事業費 約１５．０億円（国費 約３．８億円　県費 約３．８億円）

■　効果等

○　五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量９０㎜対応となります。

○　面積約３４１ｈａ、約７，１００戸の浸水被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要

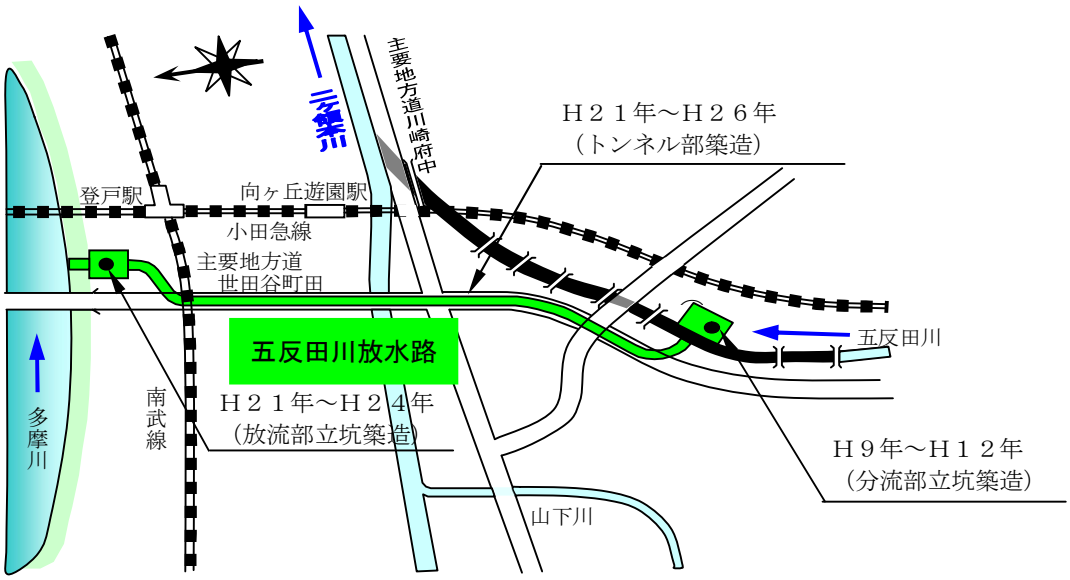

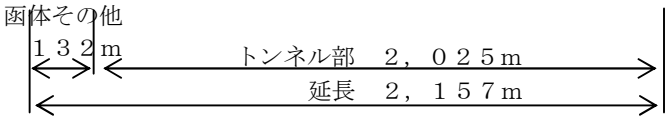

縦　断　図

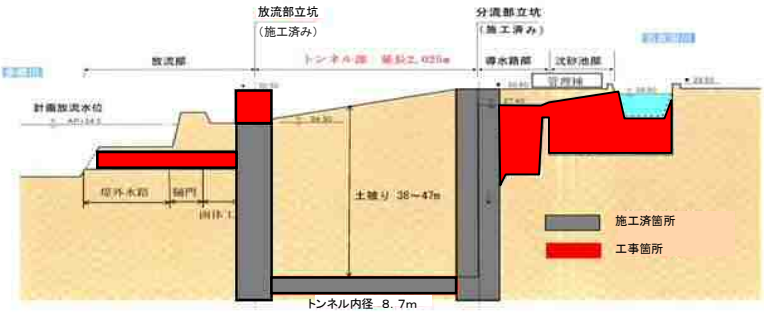

シールドトンネル掘進状況

○計　画　区　間　　川崎市多摩区生田８丁目～川崎市多摩区登戸新町

○計　画　期　間　　平成４年度～平成３０年度

○総　事　業　費　　約２１３億円

○事業の概要　　延　長２，１５７ｍ

（うち地下トンネル２，０２５ｍ、函体１５ｍ、樋門３７ｍ、堤外水路８０ｍ）

計画高水流量　１５０㎥／ｓ

○今後の費用の見込み

（単位：億円）

事業名称		H25まで	H26予算	H27計画	H28計画	H29計画	H30計画	合計
五反田川放水路整備事業	事業費	約 152.2	約 13.1	約 15.0	約 16.6	約 15.8	約 0.2	約212.9
	うち国費	約 46.7	約 3.2	約 3.8	約 4.5	約 4.9	0	約 63.1
	うち県費	約 46.7	約 3.2	約 3.8	約 4.5	約 4.9	0	約 63.1
	うち市費	約 58.8	約 6.7	約 7.4	約 7.6	約 6.0	約 0.2	約 86.7

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課　TEL　044－200－2905

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■　要請事項

今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

・戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進

・殿町地区全域における計画的な整備の推進

■　要請の背景

○　高規格堤防については、平成２３年１２月の第７回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道１号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。

○　整備区間内の戸手地区については、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、また、増水時に度々冠水し、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などにおいて甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域となっているため、残る上流部についても整備を推進し、早期に完了する必要があります。

○　殿町地区については、羽田空港との近接性等を活かした「国際戦略総合特区」並びに「国家戦略特区」の指定を受け、ライフサイエンス・環境分野の高度な先端技術を有する研究機関等が集積した研究開発拠点の形成を目指しており、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、運河までの全域において計画的な整備を推進する必要があります。

■　効果等

○　高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。

○　高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・殿町地区（位置図）

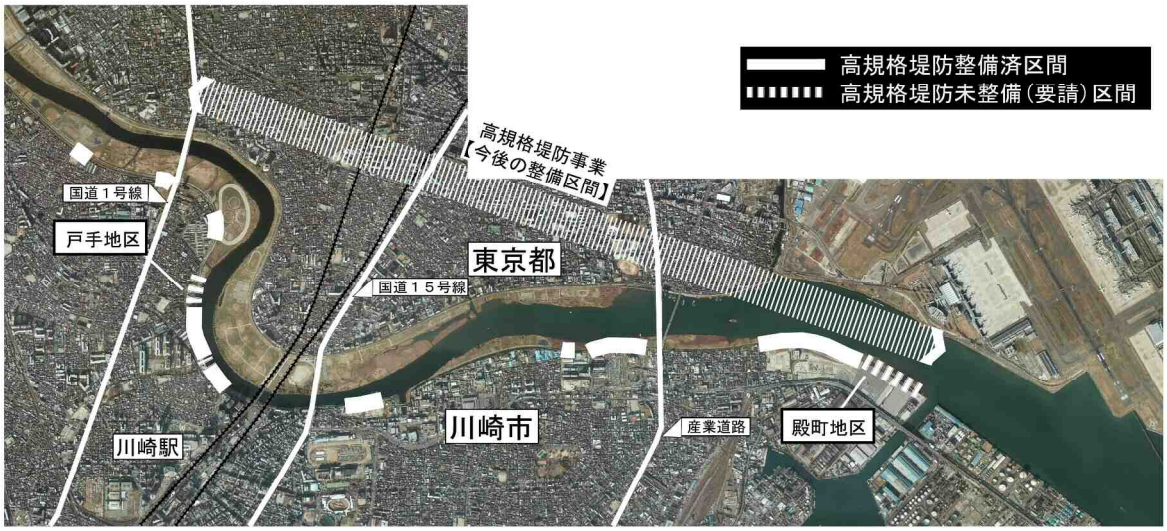

高規格堤防整備事業（概要）

戸手地区

殿町地区

この要請文の担当課 ／ まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課　TEL 044-200-3011

子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施に向けた制度検討について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

■　要請事項

１　新制度への移行にあたっては、制度が浸透するまでの間、施設や事業者、子育て家庭等に混乱が生じないよう、周知・啓発に努めるとともに、制度が円滑に実施できるよう、恒久的な財源を確保するなど、必要な措置を講じること。

２　幼保連携型認定こども園の設置や幼稚園からの認定こども園への移行促進、認可外保育施設の認可保育所や新制度における小規模保育事業等への移行支援を図るための十分な財政措置を講じること。

３　新制度の実施にあたっては、制度の運用経費、事務的経費を含め、適切に必要な財源を確保すること。

４　新制度の実施に際しては、既存の幼稚園就園奨励費等の制度についても、地域の実情に応じた単価設定とするなど、新制度との整合を考慮するとともに、それに伴う国の財源割合の引上げなど必要な財政措置を講じること。

■　要請の背景

○　子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）については、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指して、平成２４年８月には「子ども・子育て関連３法案」が可決・成立、公布し、平成２５年度から可能なものから段階的に実施され、平成２７年度の本格実施を目指すとされています。

○　新制度においては、平成２６年度下半期には、教育・保育施設や事業の認可、確認事務のほか、保育の必要性の認定等の事務が開始されるため、制度が浸透するまでの間、施設や事業者、子育て家庭等に混乱が生じないよう周知・啓発に努める必要があります。また、事業実施主体を市町村としていることからも、制度への円滑

な移行が図られるよう、国が責任を持って恒久的な安定財源の確保に努め、必要な財源措置を講じるべきであります。

「子ども・子育て支援新制度」の実施に向けた主な業務

1　「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定

2　サービス提供にかかる基本制度及び給付制度の設計・構築

3　サービス事業者の認可・確認基準の設定、事業者の募集、認可・確認業務

4　事務処理にかかるシステムの構築

5　市民への制度周知、情報提供

6　その他

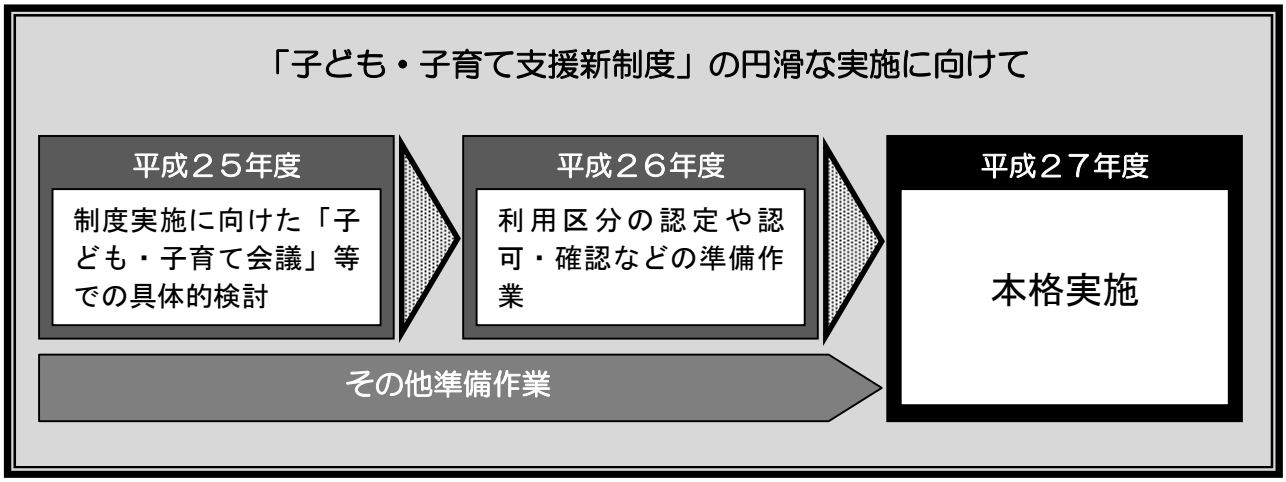

この要請文の担当／市民・こども局こども本部子育て施策部子ども・子育て支援新制度準備担当　TEL 044-200-3533

全児童を対象とした放課後児童健全育成事業について

【内閣府・厚生労働省】

■　要請事項

本市では、「放課後子どもプラン」の推進を目的として、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に行う「わくわくプラザ事業」を平成１５年４月から全児童を対象に実施してきたが、子ども・子育て支援新制度における「放課後児童クラブ」においても、この「わくわくプラザ事業」を引き続き円滑に実施するため、自治体ごとに柔軟な対応が図られるよう、配慮されること。

また、政省令において示される面積基準等を満たさない施設については、新制度への円滑な移行に向け、引き続き必要な財政措置を講ずること。

■　要請の背景

○　少子化や核家族化の進行、就労形態の変化、都市化による地域の人間関係の希薄化の進行などを鑑みると、就学前児童に対する保育施策の充実とともに、就学児童についても、放課後、安全かつ安心して過ごすことができる環境整備の推進を図ることが重要な課題となっています。

○　本市では、放課後児童対策として、すべての小学生を対象とした「わくわくプラザ事業」について放課後児童健全育成事業を包括して、全小学校区で希望者全員を受け入れて実施しており、その結果、留守家庭児の待機児童もゼロとなっています。

○　本市においては、子ども・子育て支援新制度移行後も「わくわくプラザ事業」を放課後児童健全育成事業として位置付けることとしており、国が政省令において示す設備及び運営に関する基準に合致した事業となるよう、円滑な移行を進める必要があります。

わくわくプラザ事業の概要

■事業の位置づけ

○川崎市においては、全児童を対象とした「わくわくプラザ事業」を平成１５年度から実施している。
○平成１９年度に国が創設した「放課後子どもプラン」にわくわくプラザ事業を位置づけて、文部科学省の「放課後子ども教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的に運営している。

■目的

○すべての小学生を対象に、保護者の就労のいかんに関わらず、放課後の児童の安全な居場所の確保と、地域の人々との関わりを求め、児童も大人もともに生き、ともに育ち合う場を創造することを目的とする。

■施設数と開設場所

○施設数：１１３か所（市立小学校１１３校内）
○開設場所：学校内に整備したわくわくプラザ室を活動の拠点として、小学校の状況により、校庭、体育館及びその他利用可能な施設を利用して開設している。
（わくわくプラザ室：鞄置場、児童の居場所及び事務スペース等を設置）

■開設日と開設時間

○開設日：祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日）を除く月曜から土曜日まで
○開設時間：授業のある日は授業終了後から午後６時まで
土曜日、長期休業日、開校記念日等は午前８時３０分から午後６時まで
（月曜日から金曜日の午後６時から７時まで「子育て支援・わくわくプラザ事業」として、わくわくプラザ事業の指定管理者等に事業実施委託）

■対象児童

○開設場所の小学校に在学または学区内に在住する、小学校１年生から６年生までのすべての児童

■年間延べ利用人数と定期利用人数

利　用　者	H２０年度	H21 年度	H22 年度	H２３年度	H２４年度
年間延べ利用人数	1,572,516	1,485,435	1,535,816	1,577,534	1,649,391
うち定期利用人数	823,905	841,040	886,436	924,868	983,948
定期利用率	52.4%	56.6%	57.7%	58.8%	59.7%

この要請文の担当課／市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課　TEL 044-200-2668